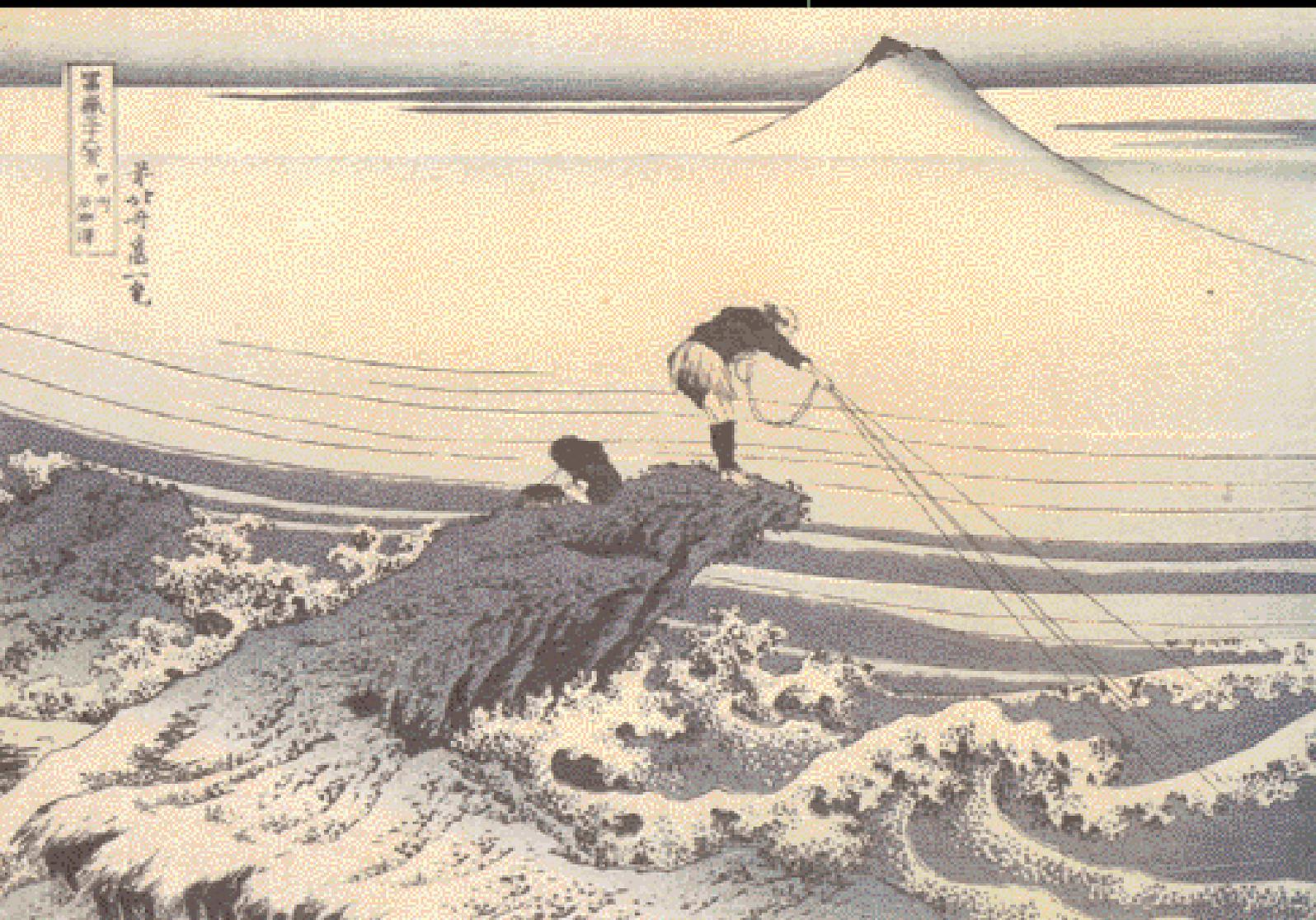


文化資産のデジタルアーカイブが拓く、新たな創造への道

# デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブ  
推進協議会広報誌  
2000 / No.13  
<http://www.jpaa.gr.jp>

夏



## CONTENTS

### デジタルアーカイブ 権利問題ワークショップ

3月14日に行われたワークショップの様  
発言のポイントをご紹介します。

デジタルアーカイブ権利問題ワークショップ	2
美術館と画像データベース	9
地域プロジェクト報告	
「石川新情報書府」発展構想について	10
DVD-V ideo「信州映画百選」が完成	11
新映像フォーラム2000	12
事務局だより	12

JD

# デジタルアーカイブ権利問題 ワークショップ

平成12年3月14日 青山TEP IA

当推進協議会では平成8年4月の設立以来、活動の主要テーマとして「デジタルアーカイブをとりまく権利問題」を取り上げ、関係者のみなさまのご協力のもと研究委員会を組織し、検討作業を続けてまいりました。

この間、全国の博物館・美術館へのアンケート調査(平成9年実施)あるいは直接ご意見をうかがう機会を通じて、権利問題は常に最も関心の高いテーマであると認識しております。私どもでは、権利問題に対する考え方など、関係各位のコンセンサスづくりに寄与したいと考え、平成10年10月、『権利問題ガイドライン(案)』を作成いたしました。

さらに昨年12月には、より多くの方々のご理解をいただけるようポイントを整理した簡易版『デジタルアーカイブにおける権利とは』を作成、普及啓発活動に努めております。

今回のワークショップでは、こうした活動をふまえたうえで、デジタルアーカイブをとりまく権利問題について最新の状況を 介するとともに、実際に事業を進める際の“現場での問題”について踏み込んだ議論が行われました。以下のページではその概要をお伝えいたします。

## ワークショッププログラム

### 開会挨拶 / JDAA推進協議会の活動の概観

笠羽 晴夫 (デジタルア - カイブ推進協議会)

### 著作権関連の国の動き

尾崎 史郎 (文化庁)

### マルチメディア分野の著作権について

相澤 英孝 (早稲田大学, JDAA 権利問題研究委員会委員長)

### 取材を通して見たアーカイブの動きと問題提起

寺田 一教 (株式会社NHKエンタープライズ21)

### パネルディスカッション - デジタルアーカイブと権利問題 -

コーディネーター : 相澤 英孝 (早稲田大学)

パネリスト : 越智裕二郎 (静岡県立美術館)

萩原 恒昭 (凸版印刷株式会社)

笠羽 晴夫 (デジタルア - カイブ推進協議会)





## 著作権関連の国の動き

尾崎史郎(文化庁)

尾崎氏は、デジタル化、ネットワーク化に伴い著作物の利用形態が大きく変化するなか、著作権法がどのように改正されてきたか、また今後の改正に向けてどのような検討がなされているかを解説しました。

平成9年の改正では、ネットワークに接続されたサーバーにアップロードする権利(送信可能化権)を著作者、実演家、レコード製作者に認め、平成11年には、技術的保護手段(Exコピープロテクション)の回避に対する規制や、電子的権利管理情報(Ex電子透かしで付された利用許諾条件)の改変等に対する規制などが行われました。

また、今年の通常国会では、情報化社会に対応した著作権保護のための条約である世界知的所有権機関条約の締結や、視聴覚障害者のための権利制限規定の新設、裁判手続きに関する規定の整備、法人重課などを内容とする著作権法の改正が予定されているとの話がありました。

さらに、現在検討中の著作権に関する仲介業務に関する法律(仲介業務法)の全面見直しについて解説がありましたので、その一部を紹介します。

### 仲介業務法の見直しの必要性

「昭和14年に制定された仲介業務法は、業務実施について許可制により厳しく規制し著作者の選択の自由を奪っている、使用料について認可制をとり弾力性等に問題がある、適用範囲が限定され実態に適合していない等の問題点があり、著作権審議会から全面的に見直すべきとの提言をいただいています」  
業務実施の登録制

「具体的な見直しの内容ですが、著作権管理事業の実施については、特定分野を対象とした許可制を廃止し、管理事業実施分野の拡大という実態に対応できるよう著作物等一般を対象とし、かつ登録制にすることを考えています。登録に際しては、一定の客観的要件を満たしていれば登録可能、つまり通常の

法人であれば事業が行えるようにする予定です」

使用料の届出制と紛糾処理制度

「使用料規程については、現行の認可制を廃止し、届出制とする予定です。なお、著作物等の使用料には客観的な決定基準がないことなどから、利用者団体と管理事業者との協議、及び協議が不調に終わった場合の紛争処理の仕組みも検討しています」  
管理事業者の義務等

「管理事業者には、委託者や利用者保護のため、委託に関する契約約款の作成、届出、委託者に対する説明義務、正当な理由がなければ著作物の利用を拒んではならないという利用許諾義務、利用者の求めに応じ管理著作物に関する情報を提供する義務、委託者に対する義務や経理の公開義務等を課すとともに、一定の監督権限を主務官庁に付与することを考えています」

管理事業に該当する事業形態

「法律の適用対象となる権利委託の態様については、現在はずべての態様が対象ですが、権利者が許諾の可否や許諾条件を決定する場合や自己管理類似の特定少数の権利者の委託を受ける場合は適用対象外とし、不特定または特定多数の権利者のために行う一任型の管理事業に限定することを予定しています。

また、現状のフォトエージェンシーや、ネットワーク配信業者等が行っている著作物の提供事業のように、あらかじめ権利者の許諾を得、その範囲内で顧客の利用を認めている場合は権利者のために行う委託・受託の関係ではなく、管理事業には該当しないと考えています。デジタルアーカイブ関連の事業も、通常は管理事業には該当しない場合が多いと思われませんが、事業の展開によっては該当する場合もでてくるかもしれませんのでご注意ください。

デジタルアーカイブは著作権との関係も深いものであり、今後とも著作権法の動向にご関心をもって事業にあたっていただきたいと思います」



## マルチメディア分野の著作権について

相澤英孝(早稲田大学、JDA権利問題研究委員会委員長)

相澤氏は、そもそも著作権とは創作者に経済的なインセンティブを与える制度であること、マルチメディア化に伴い著作権の効力が強まる傾向にあることなどをふまえ、文化財の保存・公開というデジタルアーカイブの理念と著作権には相容れない部分があると指摘し、事業推進にあたっては「著作権法に頼りすぎない」ことの大切さを強調しました。

著作権法は、経済的利益を重視する制度

「著作者に対して、つまり創作に対してインセンティブを与えるのが著作権法の機能です。売れるものをつくった人ほど恩恵を受けます。購買を通して民主主義的な投票が行われ、それによって利益が違ってくるわけです。著作権の価値は、その経済的利益で表わされます。

以前は、芸術家が天性でつくっていたようなところがあり、投資という要素はほとんどありませんでした。ところが現在の映画、さらにゲームでは、CGなどにある程度のお金をかけないとヒットを望めません。そうしたなか、もともとは創作保護のための著作権が、エンタテインメントビジネスにおいて安心して投資するための法律、つまり投資回収の手段になっている感があります」

マルチメディア化に伴い、権利は拡張する傾向に「マルチメディア化によって情報が様々な形で流通するようになると、送信可能化権に代表されるように、権利がどんどん拡張される傾向があります。ここで問題なのは、情報の自由な流通に対する制限という形で、著作権法が機能する可能性があるということです。

著作権が強くなると問題が生じます。権利の範囲を考えておかないと、著作権が情報化を抱えこんでしまうという問題が起こり得ます。著作者の死後50年という権利期間が長くなる傾向にあります。ヨーロッパですでに一部の国で70年になっていますし、日本も確実にそうなるでしょう」

著作権法とデジタルアーカイブ(公共利益)

「アーカイブについて考えてみても、近代美術を扱う際、すぐに著作権の問題に直面します。死後50年を経過していない場合には、許諾を得るための権利者探しが必要ですが、それが困難な場合があります。権利者が日本にいる場合はまだしも、外国にいる人を探すのはたいへんです。

もちろん反対に、自分が所有するアーカイブの著作権を主張し、第三者から利益を得るといふ面もないわけではありません。しかし著作権とデジタルアーカイブの意義 文化財を保存し広く公開することは別問題です。どちらかという衝突する関係にあります。そこをよく考えなければなりません。

また一方、著作権法では、基本的に現代芸術に対してしか利益を与えられません。文化政策をしっかりと立てないと古典芸能などは失われてしまう恐れもあるわけです。

さらに、近現代の作品についても、権利期間の算定が難しく、訴訟の際にも非常に議論の錯綜することもあります。条約の結ばれた複雑な経緯があり、国ごとに権利期間の長さが違うため、戦前の作品に著作権が切れているものといないものが混在しているからです」文化財の有効利用に向けて、頼るべきは「契約」

「著作権法に依拠しても、権利は非常に限られています。ですから、皆さんのもっている財産の有効利用ということを考えるなら、やはり契約を重視すべきです。たとえばオリンピックにしても、筋書きのないスポーツは著作物ではないというのが著作権法の解釈です。ではなぜ、オリンピック協会は放送事業者に放映権を与えることで莫大な収入を得ているのでしょうか。それは競技場の所有権を行使し、撮影器材を無断で持ち込ませないことによって、事実上は放送の独占を可能にしているからです。契約をうまく結んでいるということです。

自分の身は契約で守る。そうした要です」



## 取材を通して見たアーカイブの動きと問題提起

寺田一教(株式会社NHKエンタープライズ 21 プロデューサー)

寺田氏は、テレビ番組『デジタルアーカイブ～文化財保存の新技术』(昨年11月放映)の取材で訪れたコルピス社(本社:ワシントン州ベルビュー市)のビジネス展開について、取材映像を交えながら解説しました。

ビル・ゲイツ氏がオーナーである同社では、画像データをインターネットを介して配信するビジネスを展開。登録ユーザーがネット上で選んだ写真データをオンラインもしくは郵送という形で提供しています。

大手写真エージェンシーの買収などを経て、フィルムベースで保有している写真は約6500万点。ここから順次画像データ化しているほか、美術館などからも写真の提供を受けており、昨年9月時点でコンテンツ数は約210万とされています。

美術館からの写真提供もあり、権利処理が複雑化。「コルピス社が写真の提供を受けている契約先は3千ほどあり、エルミタージュ美術館、ロンドンナショナルギャラリー、フィラデルフィア美術館なども含まれます。自社所有の写真なら、データ化して配信することにさほど問題はないのかもしれませんが。しかし著作権の扱いに慎重な美術館から提供を受けていることもあり、権利処理が非常に複雑になっていると話していました」一般の権利意識を高めるため、電子透かしを活用「コルピス社では、CD-Rなどに記録してデザイン会社に渡す高精細な画像データには、電子透かしを入れていません。ひとつには、透かしを入れると画質が落ちるため。さらに、デザイン会社や出版社などのプロフェッショナルは、著作権に対する認識が高いので、契約さえきちんと結んでいけば不正使用の防止策の必要がないと考えているそうです。

一方、インターネットで一般消費者向けに画像を公開する場合には、たとえ実際には使い物にならないようなデータ量の小さな画像についても、透かしを入れています。その理由は、一般消費者に権利意識を高

めてもらうため。コルピス社では将来的に、ビジネスの対象を一般消費者に広げていきたいと考えていますが、その前提として、権利関係の認識をしっかりとってもらわないと支障が生じます。そこで今から、消費者教育といった視点から電子透かしを入れたデータを提供し、彼らの意図と合わない使われ方をしている場合にはそれを指摘したりしているそうです」

独占契約から非独占契約に。そこで生じる問題は「外部の写真提供者との間の契約には、大きく2種類あるそうです。ひとつは独占契約であり、著名な写真家の作品を管理している財団などとは独占契約を結び、ある種の代理店業務を行っています。

これに対して、美術館を含むほとんどの団体とは非独占契約だそうです。つまり10年、20年といった契約期間を設け、その間は、コルピス社がつくった画像データの著作権をコルピス社がもつというものです。従って、たとえば第三者がコルピス社と契約している美術館から同じ写真を借り、それをデジタル化して同様な商売をすることも可能です。もともとコルピス社としては独占契約で進めたかったのですが、そうすると美術館自身ですら、自由に収蔵品の写真をデータ化することができなくなるという懸念から、今では非独占契約が中心になっていると話していました。

ここで非常に複雑なのは、非独占契約において、コルピス社が知らないコピーが出てきた場合、または訴えることができるのだろうか、ということです。

また、もとの美術品の著作権が生きていれば、その範囲内で、画像データ化されたものにも著作権があるという考え方もできるでしょう。しかし、著作権がすでに切れた作品についてはどうなるのでしょうか。

このように、様々なケースにおいて、画像データにコルピス社の主張する著作権が存在するのかどうかは非常にあいまいな感じがしています。今後ビジネスを進めていくうえで、そうした点からトラブルが起こる可能性もなきにしもあらず、という感想を持ちました」

# デジタルアーカイブ

コーディネーター：相澤 英孝（早稲田大学）

パネリスト：越智裕二郎（静岡県立美術館）

萩原 恒昭（凸版印刷株式会社）

笠羽 晴夫

（デジタルア - カイブ推進協議会）



相澤英孝氏（早稲田大学）

越智裕二郎氏（静岡県立美術館）

相澤 デジタルアーカイブ推進協議会では数年前から、契約においてどういう点に留意したらいいかを検討してきました。今日はこの問題を中心に皆さまがたからご意見をうかがいたいと思います。

萩原 私ども推進協議会・権利問題委員会のワーキンググループでは、『権利問題ガイドライン(案)』、さらにその簡易版『デジタルアーカイブにおける権利とは』を作成してきました。これに続き現在、契約書の文例を作成しているところですが、これはモデル契約というものではなく、あくまでもひとつの例という位置づけです。契約内容というものは、当事者の置かれる立場や状況、背景によって変わるわけですから、あくまでも参考とし、変形例も紹介する形にしていきたいと考えています。

越智 美術館・博物館も作品を所蔵しているわけですから、契約という問題に当然関係してきます。しかしおそらく、それでお金もうけをしようとは考えたくない、という人のほうが美術館・博物館には多いと思うのです。

ただ、入場者数が減ってきている昨今、私どもも世界的な風潮である電子メディアに慣れ、美術館・博物館のプレゼンスとして館蔵品の情報を積極的に公開していこうと考えるようになってきました。

そこで著作権の問題に直面します。従来、館蔵品カタログをつくる際には、サムネイル程度の小さな写真なら著作権の適用外というのが慣習でした。ところがこれをCD-ROMとして出せるとなったとき、電子メディアに対しては非常に著作権意識が高いため、サムネイルですら公開できないということになっています。特に近現代の美術館は今、著作権に手足を縛られている状態です。

笠羽 今の越智さんのお話に関し、ミュージアム側を



# イブと権利問題



萩原恒昭氏（凸版印刷株式会社）

笠羽晴夫氏（デジタルアーカイブ推進協議会）



当推進協議会では、デジタルアーカイブをめぐる権利問題について簡略にまとめた『デジタルアーカイブにおける権利とは』を作成しました。この小冊子は、デジタルアーカイブを構築・運営する企業や美術館・博物館の方々が、基本的な知識を得るためにお役立ただけのほかに、権利者の方々にお会いする際の説明用ツールとしてもご利用いただけます。

また併せて、デジタルアーカイブ化を進めていくためのプロセスと、事業に関わる企業・施設・個人との関係を整理し、全体を見渡せるようにしたハンディロードマップ『デジタルアーカイブへの道筋』も用意しています。

これら当推進協議会の制作物につきましては、インターネットでもご覧いただけます。

<http://www.jdaa.gr.jp/>

そんたくいたしますと、お金うんぬんというより、出ていくイメージの扱われ方 フレーミングのされ方や色の出し方、キャプションのつけ方などにキュレータとして責任を持ちたいという意欲が強いわけです。従って使う側は、クレジット表示なども含め、所有者の権利の表明といったことをプロセスとして定着させることがまず必要かと思っています。

次に契約の実際ということで、私が考えていることを一点だけ申します。相当に精細度が高く、将来にわたって利用できるデジタルデータをつくったとします。そのとき、事業の契約期間が終わったあとで、デジタルデータの最終的な所有者は誰なのか、それを契約でどう定義するかが重要です。保存する意思と能力をもっているところが、最終的に責任をもって所有するという形で、契約が推移していくことが望ましいと思います。従いまして、できればミュージアムが主体となって自らデジタル化を進め、最終的に保存する形が良いのではないのでしょうか。

そうではなく預託事業の形態をとり、デジタルデータを外部に預ける場合にしても、データを保管することと、そこからCD-ROMなりWebサイト、あるいは書籍をつくることを一括して扱うべきではないでしょうか。たとえ相手と同じであっても、契約は個別に交わしたほうが良いと思います。

相澤 越智さんは、権利処理について現在どのような考えをお持ちでしょうか。

越智 従来は、出版社さんとの信頼関係が基盤にありました。結局今、契約が問題にされるのは、電子メディアに対して信頼感が低いのではないのでしょうか。美術館・博物館サイドからしますと、目先の利潤ばかり追うのではなく、人類の共有資産を共に築いていくんだという意識のもとで信頼感が育てば、派生する問題もクリアされていくように感じます。

萩原 凸版印刷では、日立製作所さん、朝日新聞社さんと三社合併でイメージモルジャパンという会社を立ち上げています。基本的には文化の発展ということを強く念頭に置いています。やはり株式会社ですから収益をあげる必要もあり、苦労しながら進めているというのが現状です。

そこで一番感じるのは、やはり信頼関係なんですね。おかげさまで親会社に対して信頼感のあることがひとつ、そしてもうひとつは技術的な信頼感、要するにコピープロテクトであり電子透かしです。権利者さんは特に、デジタル化してホー

ムページにのせると、どんどん不正使用されるのではないかと心配されるので、技術的な措置がきちんとあることをご説明しながら進めさせていただいています。そして最終的に、信頼感を契約というところに落とし込んだ形で、デジタル化の許諾を得るという流れです。そういう意味では、まず双方の信頼感を醸成することが最優先であり、その産物が契約書であるという認識をもっています。

笠羽 広くご意見をお聞きすると、たとえ大きな会社と契約しても、そしてその会社が良かれと想着いても、インターネットの時代には先々どうなるのかわからないという思いがあるようです。結局、インターネットというシステム全体に対する不信感が、まだまだ払拭されていないということでしょう。そこで事業を進める側として大事なものは、実例というものをうまくつくっていくことではないでしょうか。

先ほど寺田さんのお話に出ましたが、コルピス社ではいくつかの写真をフリーで使えるようにしています。メッセージを選び、自分の名前を付け、emailでポストカードのように使ってもらおう。そして流れをウォッチする。つまりひとつのマーケティングというわけです。

これは一例ですが、企業の側が、ユーザーに受ける、利用してもらえるケースづくりをすることが重要ではないかと思えます。マーケティングのためには、やはりなんらかのトライアル、仕掛けをしてみなければいけないのではないかと。そのような動きを、当推進協議会のなかでつくっていくことができると考えています。

### ● 会場からの質問 ●

せっかくのこうした機会に、企業としてもある程度の経済的負担を覚悟し、美術館と共に著作権問題をクリアしていこう。そして実は日本に非常に多い近現代の美術館も含め、全般的なデジタルアーカイブの構築に乗り出していこうというお気持ちが、企業の方々に将来的にもあるのかをおたずねしたいと思います。それがなければ、一時的なブームに過ぎず、結局はある美術館で著作権に関係のないものが少しデジタル化されただけという中途半端な形で終わってしまうのではないかと危惧がまだあります。

笠羽 近現代の美術品であっても、ある程度は人類共有の財産であるとみなさんが思うものについて、どう扱うかという問題だと思います。これは個人的な考えですが、中程度の解像度、たとえば学校の先生が、子どもたちにパソコンで画像を見せながら言葉で魅力を補足し、鑑賞の助けにすることといった利用については安価に、できれば無償で提供していく。そのほうが結果的に人気が出て、高解像度のものなど別のところで利益が生まれるといった事例を、企業をはじめ様々な立場の方々に考えていただきたいと思えます。このネットワーク社会のなか、そのような中長期的な視点に立った企画、あるいは考え方が必要ですし、会員企業の集まりである推進協議会から、そうした動きが出てほしいと願っています。

相澤 では皆さん最後にひと言ずつお願いします。

越智 電子メディアには難しい問題も伴いますが、美術館・博物館でも現実の問題として積極的に受け止めなくてはいけないところに来ていると思えます。

萩原 今イメージモールジャパンでは、京都の染色図画をデジタル化して様々な展開していこうという事業をお手伝いさせていただいています。いかに素晴らしい図柄であっても、一回使われて倉庫で眠ってしまうものが多くあるようです。そうした資産を幅広く活用していくこともデジタルアーカイブ事業の一環であり、文化的・産業的に大きな意味があると考えています。

笠羽 ひとつは今日の議論もふまえ、今後じっくり取り組みたいと考えますし、そうした姿勢をみなさまにおわかりいただけたかと思えます。

その一方で、メディア上での展開を考えているだけに、ビジネスモデルあるいはそれに適応する技術は発達が多く、新しいものが次々に出てきます。そして、その影響を様々な形で受けることと思えます。従いまして、従来の延長でじっくりと普及啓発活動を進めていくかわら、やはり新しい事例をよく観察し、今後の展開を確認していきたいと考えています。様々な方々に、そうした事例をご教示いただくことになると思えますので、よろしく願いいたします。

相澤 権利問題については、12年度も引き続き検討を重ねてまいります。今日は長い間どうもありがとうございました。

# シンポジウム 美術館と画像データベース

マルチメディア時代の美術館のあり方を展望

2月25日、岐阜県大垣市にて、シンポジウム「美術館と画像データベース」が開催。美術館・博物館などがもつ所蔵品のデジタル画像データを、多面的に活用していく可能性について検討されました。

主催：全国美術館会議、岐阜県、岐阜県美術館  
デジタル・ミュージアム推進協議会

## 講演

まず武邑光裕氏(東京大学大学院 助教授)が、欧米における文化情報基盤の整備状況と照らしつつ、「美術館・博物館はなぜデジタル化を急がなければならないのか」を解説。情報技術の進展により、「実体空間とサイバースペースにまたがる形で存在することが可能になってきた」美術館・博物館は、ゆくゆくは「一般市民のデジタルアクセスを促進させていく、重要なコンテンツ基盤になり得る」と展望しました。

次いで大山永昭氏(東京工業大学 教授)が、「被写体の色を忠実に蓄積・再現する技術」として次世代画像システム ナチュラルビジョン を紹介。そのかっこの利用分野として、電子美術館に寄せる期待を語りました。

越智裕二郎氏(静岡県立美術館)は、「まずアーカイブがあり、そのうえでデジタル化がある」と強調。「英語圏というアーカイブとは、数十万、数百万の資料をきちんと整理したものを指します。日本でもそのような、本来の意味でのアーカイブを整備していくことがまず大切でしょう」。

最後に金子啓明氏(東京国立博物館)が「博物館・美術館における情報伝達の新しいあり方」の具体的な提示として、「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」を紹介しました。

## パネルディスカッション

### 「2世紀を拓く美術館・博物館」 ～ミュージアムからの文化情報～

前述の「法隆寺献納宝物デジタルアーカイブ」について、金子氏が「19年間の調査研究に基づいたもの」と報告。こうした発言をふまえ、美術館・博物館が蓄積してきた知識や独自の視点を、デジタルメディアという道具を使って多方面に提示していくといった前向きな話し合いが行われました。

以下、各パネリストの発言の一部要約をご紹介します。

越智裕二郎(静岡県立美術館 学芸課長)

「個々の学芸員の仕事が蓄積されてきて、それが美術館・博物館のチカラに変わろうとしています。要はそういったものをどう提示していくか、新しい機器や技術とどう結び付けていくかが重要なのでしょう。その道を我々学芸員のネットワークを通じ、また企業も含めて考えていければと思います」

深田 独(横浜美術館 学芸員)

「今は美術品の画像しか注目されていませんが、美術館の業務を続けているなかで、作家の創作風景をとらえた映像・写真といった二次資料が、実は自然に蓄積されているはず。これらをしっかり残し、情報提供をしていけば、日々の業務のなかから、自然に美術情報が湧き出てくるようになります」

金子啓明(東京国立博物館 資料部情報調査研究室長)

「過去を対象にするだけでなく、現在のアーカイブというものもあるし、それを未来へと継続することも重要です。たとえば展示会のプロセス 研究内容やカタログ、会場風景、反響なども蓄積してはどうでしょう。今後は過去と現在、未来を有機的に結びつつ、館のあり方を考えるべきだと思います」

武邑光裕(東京大学大学院 助教授)

「欧米では、収蔵品台帳に情報を記載(入力)すると、自動的にWebページも作成できるようなコレクション・マネジメント・ソフトウェアが当たり前のように普及しています。まずはこうしたソフトを日本語化し、日常的に利用できるようにするだけでも、美術館の情報環境は大きく変化するはずですよ」

古川秀昭(岐阜県美術館 学芸部長)

「特に近現代の美術品に関して、著作権はいつも画像の公開にブレーキをかけるものとして位置付けられています。こうした現状に対し、本日のような会議を通して、私たち学芸員が何をしたいのかをもっと明確に示すことが必要でしょう。そして著作権はブレーキではなく、むしろ利用のための決まりであるという意識がもてるようにするべきだと思います」



機器展示及びソフトの上映も行われました



## 「石川新情報書府」発展構想について

「石川新情報書府」の第二期事業の骨格が決まり、平成 12 年度より実施することになりました。

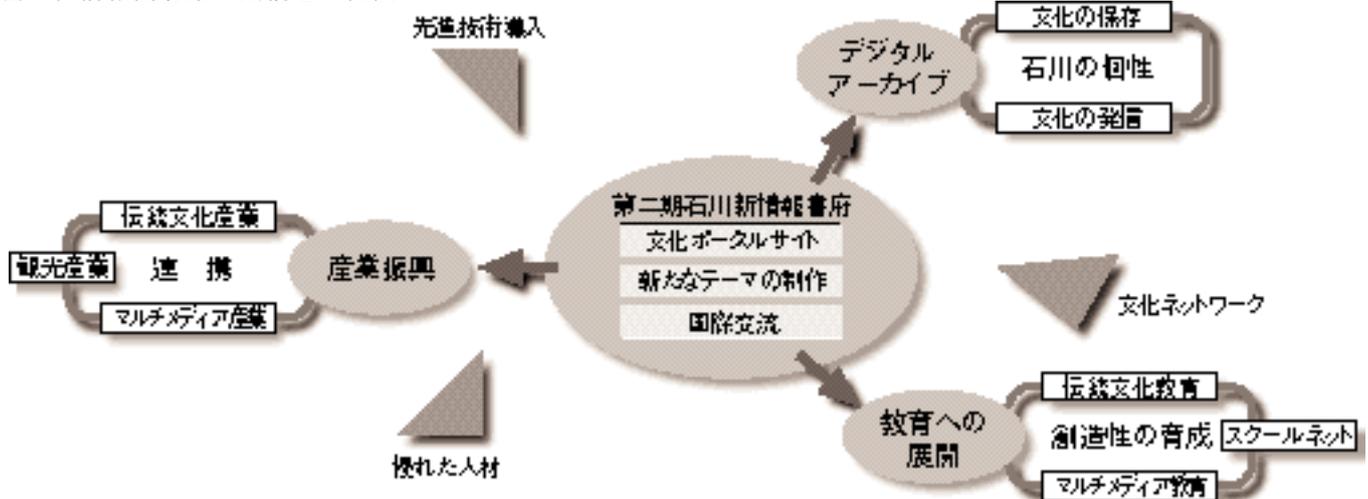
平成 8 年度からスタートした「石川新情報書府」事業は、平成 10 年度までに県内の代表的な伝統工芸、伝統芸能を中心に、100 のテーマで CD-ROM 作品を制作するとともに、インターネット上でも広く公開してきました。平成 11 年度は、石川の伝統産業、観光、教育などの関連分野や機関の代表者による「石川新情報書府発展構想策定委員会（委員長：武邑光裕 東京大学大学院助教授）を組織し、第二期事業として石川県が取り組むべき課題、具体施策等について検討を重ね、この度「石川新情報書府 - 発展構想」としてまとめました。

「石川新情報書府」構想は、石川県の文化資産を最先端のデジタル技術でマルチメディアデータベース化し、インターネットなどにより世界に情報発信しようとするもので、石川県を代表する様々な文化資産について広く内外に紹介するとともに、この事業を通して地域の IT 産業をはじめ伝統文化産業、観光産業など様々な産業振興、さらには文化教育への展開など「マルチメディアを活用した地域振興」を行うものです。発展構想においては、以下を第二期事業の目標として掲げました。

地域文化の保存と地域文化の発信、その過程での石川のアイデンティティの確立

マルチメディア産業、伝統文化産業、観光産業、これら異なる産業間のアライアンスによる地域産業振興

石川新情報書府第二期構想 概観



教育への展開を図り、文化の学習、マルチメディアの学習を促進し、次世代を担う青少年の創造性の育成  
上記の目標を達成するために、次のような事業を柱として推進していく予定です。

- ① 石川と世界の文化の総合案内窓口「いしかわ文化ポータルサイト」の構築
- ② 石川のアイデンティティの確立を目指し、第一期事業で行った伝統工芸や伝統芸能以外の新たな文化テーマの制作。（DVDを活用した高精細映像コンテンツの制作など）
- ③ 世界との文化ネットワーク、先端的な情報技術の導入、世界に通用する人材の育成など国際交流の推進  
なお発展構想策定委員会には、デジタルアーカイブ推進協議会やマルチメディアコンテンツ振興協会からも委員として参加いただき、国の施策や国内外の関連産業の動向など広い視点での助言も得ています。今後もこれら関連機関の協力のもと、県内外の民間活力を導入しデジタルアーカイブのリーディングプロジェクトとして」のさらなる発展を目指して事業を推進していきたいと思ひます。

（石川県商工労働部商工政策課）

「石川新情報書府」のホームページ  
URL : <http://www.pref.ishikawa.jp/sho fu/>

## DVD-V ideo「信州映画百選～地域映像デジタルアーカイブ～」が完成

この度、上田市マルチメディア情報センター（長野県上田市）ではDVD-V ideo「信州映画百選～地域映像デジタルアーカイブ～」を制作いたしました。

このDVD-V ideoは、長野県に関する過去のニュース映画、記録映画を、最新のマルチメディア技術によって加工・編集してDVD-V ideoディスク（8枚組）に収録し、簡単にテレビ画面でメニューから選択して見ることができるようにしたものです。

上田市マルチメディア情報センターでは、平成7年度より、上田市が進める「地域映像デジタルアーカイブ構想」に従って、地域に残る写真やフィルムなどの映像資料を収集し、デジタル化することによって保存し、再生再利用する活動を行っております。

今回完成したDVD-V ideoは、上記の活動の一環として、社団法人映像文化製作者連盟の協力を得て、平成9年度より続けてきた映画収集の集大成となるものです。収録した映画は、1941年（昭和16年）から1979年（昭和54年）までの、長野県に関する映画100タイトルと、時代の世相を反映するニュース映画50タイトルで、合計収録時間は約16時間です。

なお、完成したDVD-V ideoは、平成12年5月から販売を行うとともに、上田市内の公共施設を中心に視聴できる環境を整え、多くの市民が見る機会を提供する予定です。

また上田市マルチメディア情報センターでは、今後も、地域に残る写真やフィルムなどの映像資料を収集、保存する活動を行ってまいります。

DVD-V ideo

「信州映画百選～地域映像デジタルアーカイブ～」の特徴

- ①映画作品のこのようなまとまった量の収集とDVD-V ideo化を地域で行うことは、全国でも初めての試みであり、今後他の地域への広がりが予想されること。
- ②上田市が進める「地域映像デジタルアーカイブ構想」の一環として、長野県各地の当時の町並みや人々の暮らしが記録された映像を選択して収録していること。
- ③メニューによる簡単な操作で、家庭用テレビ（ビデオ入力端子付）で見ることができること。

問い合わせ先

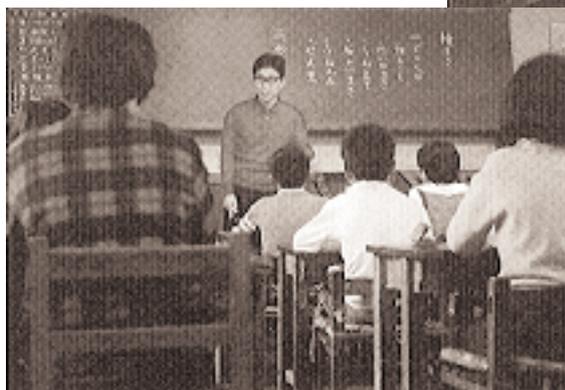
上田市マルチメディア情報センター 事業課  
（井戸）

TEL: 0268-39-1000 FAX: 0268-39-1010

e-mail: ido@umic.ueda.nagano.jp



1961年 刀鍛治  
（岩波映画製作所）



1969年  
くらしを描く（英映画社）

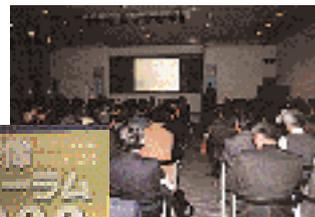
# 「新・デジタルマーケットの創造に向けて」

3月2~3日の石間にわたり、青山TEPIAにて、『新映像フォーラム2000「新・デジタルマーケットの創造に向けて」』が開催されました(主催:通商産業省/財団法人電源地域振興センター/財団法人新映像産業推進センター)。

これは、平成11年度に展開された事業成果を広く紹介することで、新しい事業展開のきっかけづくりや、ユ・ザ・への普及と関心の喚起につなげようとするもの。高精細映像の新たな活用を促進するうえで、「デジタルアーカイブ構想の実現」は重要なテーマのひとつであり、今回の展示コーナーでも「先導的アーカイブ映像制作支援事業」の対象となった20作品の上映などが行われました。

また、新映像に関する様々な最新情報を提供するセミナーでは、通商産業省の江藤学氏(機械情報産業局 新映像産業室 室長)が権利問題について発言。「法的には「引用」として使用が認められていても断りなく使うのは許せない」といった心理的な問題がまだ残っており、「デジタルコンテンツの流通を阻害している」法体系が国によって違うことも権利処理を複雑にしている」といった課題を述べたうえで、「確実に権利処理をして流通にのせるといった事業には大きな可能性があり、これからのコンテンツビジネスのひとつの鍵となるだろう」と語りました。

可能



権利問題について触れる通商産業省の江藤学氏



展示コーナーでは、「先導的アーカイブ映像」20作品が上映されました。



## 事務局だより

13号(夏)をお届けします。今号のトピックスは、デジタルアーカイブ権利問題ワークショップです。今回のワークショップは第2回であり、第1回(1998年10月開催、第7号に掲載)に比べると、権利問題のより具体的な側面に関心が高くなり、多くの方々が熱心に参加されていました。権利問題は、今後のデジタルアーカイブ構想の推進にとって重要であり、引き続き普及啓蒙のために、検討結果等の広報活動を進めていきます。

先日、ニュースで鎌倉の大仏がデジタルデータ化されたという話が出ていました。大仏のような大きなものでもデジタル化が可能になるのであれば、さらに大きな建造物でも可能になると思われれます。これまでのデジタル化では、対象が平面であれ立体であれ、写真のような2次元化したデータが主体でしたが、これからは立体を立体として認識する3次元化したデータも多くなりそうです。技術的な課題やその他の問題が出てくるかもしれませんが、今後のデジタルアーカイブの弾みになりそうで期待がもてます。

現会員一覧(平成12年5月現在)

イメージ/池上通信機 / MAGICA / イメージモールジャパン / NHKエンタープライズ21/(財)NHKエンジニアリングサービス / NHKテクニカルサービス / NTTデータ / 岡村印刷工業 / (学)河合塾 / 三洋電機 / 清水建設 / シャープ / ソニー / 大日本印刷 / ティ・エス・エス・プロダクション / 電通 / 電通テック / 東芝 / 東北新社 / 凸版印刷 / ナカシャクリエイテブ / ナック映像センター / 日本電気 / 日本アイ・ピー・エム / 日本政策投資銀行 / 日本ビクター / パイオニア / 日立製作所 / PFU / フジカラーサービス / 富士写真フイルム / 富士通 / 松下電器産業 / 三菱電機

35社

石川県 / 香川県 / 岐阜県 / 埼玉県 / 島根県 / 奈良県 / 上田市 / 大垣市 / 柏崎市 / 京都市 / 鳥取市 / 高遠町

12自治体

(財)日航財団 / デジタル・ミュージアム推進協議会 / (財)芸術研究振興財団 / (財)新映像産業推進センター / (財)マルチメディアコンテンツ振興協会

5団体

合計:52会員

デジタルアーカイブ推進協議会のWebサイト <http://www.jdaa.gr.jp/> 最新情報や本誌のバックナンバーがご覧いただけます。

発行所:デジタルアーカイブ推進協議会(略称:JDAA) Japan Digital Archives Association

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-50 芸術研究振興財団ビル TEL: 03-3823-6581 FAX: 03-3823-6559

発行人:事務局長 鈴木良太郎 編集:広報部会 表紙題字:平山郁夫会長 表紙写真提供:東京国立博物館

デザイン・印刷:(株)オーエムシー  
(本誌記事の無断転載・訳載を禁じます)